

## 令和8年度山形県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図り、介護サービスの質を向上させるとともに、介護人材を確保するため、職員の負担軽減や業務効率化に向けて介護ロボットやICT等（以下「介護テクノロジー」という。）を導入する県内の介護サービス事業者等に対し、社会福祉法人に対する補助に関する条例（昭和36年7月県条例第24号）、「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業」の実施について（令和8年4月7日付け老発0407第3号厚生労働省老健局長通知）の別紙1「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業実施要綱」、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助事業者)

第2条 この補助金の対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けた山形県内の介護サービス事業所及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく認可又は許可を受けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームを運営する者とする。

2 補助事業者は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- (2) 本店、支店及び事業者の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

### (補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、次の各号に定める介護テクノロジー等（それぞれ当該各号に掲げる要件等を満たすものに限る。）を導入する事業とする。

(1) 介護テクノロジー等の導入支援事業

ア 「福祉用具情報システム」（（公財）テクノエイド協会が提供。以下「TAIS」という。）において掲載された介護テクノロジー

「TAIS」において「介護テクノロジー」として掲載された機器等を導入する際の経費を対象とする。

（掲載先：<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>）

イ 介護ソフトの定着促進支援

介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費等を対象とする。

ウ その他

アによらず、以下①及び②に該当する機器等を対象とする。

①申請ができていない等の理由で「TAIS」に掲載されていない機器で、上記アの

介護テクノロジーと機能等が同水準と知事が判断した機器等

②介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると知事が判断した機器等

(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

(1) アのテクノロジー及びウ①の機器等のうち、「介護業務支援」に分類されているテクノロジー又は「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと同水準の機器等と、そのテクノロジー等と連動することで効果が高まると判断できる(1)アのテクノロジー及びウ①の機器等を導入する場合の支援を行う。

(補助要件等)

第4条 補助事業者は次の各号に掲げる事項を、いずれも満たさなければならない。

(1) 介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、以下のア、イに掲げる支援を受けること。

ア 山形県介護生産性向上総合支援センターが実施する介護テクノロジーの効果的な導入・活用を促進するための補助事業説明会又は別途知事が認める研修を受講すること。

イ 事業計画の作成や本事業の実施にあたり、山形県介護生産性向上総合支援センターに相談を行うこと。

なお、相談については、別に定める方法により行うこと。

(2) 別表1に掲げるサービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(名称は問わない。)を設置すること。

(3) 別表2に掲げるサービスについては、令和8年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。

(4) 本事業による介護テクノロジーの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。

(5) 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、または事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にする。

なお、SECURITY ACTION対象外の事業所については、同等の対策(一つ星又は二つ星)を講じていることを宣言すること。

(6) 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、業務改善計画を作成すること。

ア「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」

イ「介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き」

ウ「介護ソフトを選定・導入する際のポイント集」

エ「介護ロボット等のパッケージ導入モデル」

オ「介護現場で活用されるテクノロジー便覧」

(7) 補助を受けた介護事業所等は、科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence ; LIFE (ライフ。)) による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号により算出する。

(1) 別表3の「第1」欄に掲げる区分ごとに、対象経費の実支出額に5分の4を乗じて得た額と同表の「第4」欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額を選定する。この場合において、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 前号により算出した額の合計額と、1法人ごとの基準額1,000万円を比較して少ない方の額を補助額とする。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、規則第5条に定める補助金等交付申請書に以下の書類を添え、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書 (別記様式第1号)
- (2) 所要額調書 (別記様式第2号)
- (3) 理由書 (社会福祉法人の場合)
- (4) 財産目録及び貸借対照表 (社会福祉法人の場合)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定により補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号イに定める軽微な変更は、事業に要する経費の10分の2を超えない増減を伴う変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書 (別記様式第4号) を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知日から10日を経過する日までに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の全部若しくは一部の中止、又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記

載した補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、規則第7条第1項第2号の規定により、補助事業遅延等報告書（別記様式第6号）を知事に提出し、指示を受けなければならない。

（実施状況報告）

第12条 補助事業者は、知事の要求があったときは、規則第12条の規定による補助事業状況報告書に事業実施状況調書（別記様式第7号）を添付して、速やかに知事に提出しなければならない。また、導入の翌年度から原則として3年間、毎年度4月末日までに事業の実施状況を知事に報告するものとする。

（実績報告）

第13条 規則第14条の規定に基づく補助事業等実績報告書の提出期限は、介護テクノロジー等の導入に係る支払から30日を経過する日又は令和9年2月26日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- （1）事業実績書（別記様式第8号）
- （2）精算額調書（別記様式第3号）
- （3）その他知事が必要と認める書類

（支払い）

第14条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

- 2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第9号）に資金計画書を添付して知事に提出しなければならない。
- 3 前項による請求は、前項に掲げる書類を電子ファイル化したもの（容易に編集できない形式に限る）を添付して送信する方法によりすることができる。

（財産の管理）

第15条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳（別記様式第10号）を設け、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第16条 取得財産等のうち、規則第22条の規定により処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の財産とする。

- 2 補助事業者は、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供するときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（別記様式第11号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納

付させることができるものとする。

- 4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

（補助事業の経理等）

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

- 2 補助事業者は、当該補助事業に係る経理を、他の経理と明確に区分して処理しなければならない。

（事業効果の公表）

第18条 知事は、本事業による介護テクノロジーの導入の推進を図るため、交付決定した補助事業者から提出のあった補助事業計画書（別記様式第1号-1）、事業実施状況調書（別記様式第7号）及び事業実績書（別記様式第8号）を公表する。

附 則

この要綱は令和8年5月25日から施行する。

別表1 委員会設置対象サービス

サービス区分
(介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護) 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院

別表2 「ケアプランデータ連携システム利用開始」対象サービス

サービス区分
訪問介護 (介護予防) 訪問入浴介護 (介護予防) 訪問看護 (介護予防) 訪問リハビリテーション 通所介護 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 福祉用具貸与 (介護予防) 居宅療養管理指導 (介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (老健、病院等、医療院) 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 特定施設入居者生活介護 (短期利用) 地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期利用) 認知症対応型共同生活介護 (短期利用) 居宅介護支援 介護予防小規模多機能型居宅介護 (短期利用) 介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用) 介護予防支援 訪問型サービス (みなし)、(独自)、(独自/定率)、(独自/定額) 通所型サービス (みなし)、(独自)、(独自/定率)、(独自/定額)

別表 3

1 区 分	2 対象経費	3 対象機器等	4 基 準 額
介護テクノロジー 一等の導入支援	備品購入費、使用 料及び賃借料（3 年以上のリース 契約を締結する ものとする）、需 用費、役務費	第3条（1）アで示す テクノロジーのうち TAIS で「移乗支援（装 着型・非装着型）」「入 浴支援」に掲載されて いるテクノロジー、 「介護業務支援」に掲 載されているインカ ム又は第3条（1）ウ ①で示す機器等のう ち、TAIS で「移乗支 援（装着型・非装着 型）」「入浴支援」に掲 載されているテクノ ロジーと同水準の機 能と判断された機器 等、「介護業務支援」 に掲載されているイン カムと同水準の機 能と判断された機器 等、第3条（1）ウ② で示す機器のうちバ ックオフィスソフト 以外	1 機器につき 100 万円
		第3条（1）アで示す テクノロジーのうち TAIS で「介護業務支 援」に掲載されている 介護ソフト、又は第3 条（1）ウ ①で示す 機器等のうち、TAIS で「介護業務支援」に 掲載されている介護 ソフトと同水準と判 断された機器等、第3 条（1）ウ②で示す機 器等のうちバックオ フィスソフト	別表 4 の 2 による

介護テクノロジーのパッケージ型導入支援（機器等の合計経費）	第3条（1）アで示すテクノロジーのうち上記以外のもの又は第3条（1）ウ①で示す機器等のうち上記以外のもの	1 機器につき 30 万円
	第3条（1）イで示す費用	導入する介護ソフトの経費と合わせて別表4の3による
		1 事業所につき、1,000 万円

#### 別表4

職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約で、介護ソフト及びバックオフィスソフトのみを導入する場合は第1欄に定める区分ごとに第2欄に示す基準額、介護ソフトの導入と合わせて第3条（1）のイの支援を活用する場合は、第1欄に定める区分ごとに第3欄に示す基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律250万円、介護ソフトの導入と合わせて第3条（1）イの支援を活用する場合は265万円を基準額とする。

なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。

1 職員数（申請時点）	2 基準額	3 基準額
1名以上10名以下	100万円	115万円
11名以上20名以下	150万円	165万円
21名以上30名以下	200万円	215万円
31名以上	250万円	265万円

- ※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけではなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。
- ※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問看護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない。）としても差し支えない。

#### 【留意事項】

- ※1 補助対象となる機器等は販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあ

るものに限ることとし、開発に要する経費は補助対象外とする。

- ※2 第3条(1)アのテクノロジー及びウ①の機器等(介護ソフトを除く。)の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とする。なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して別表3に定める1台当たりの基準額に導入台数を乗じた金額とする。(2)のパッケージ型導入支援においては基準額の範囲内で付帯費用を対象とする。

また、通信費は上記経費には含まないこととする。

**【機器等の導入に付帯して必要となる経費の例】**

- ・介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等)
  - ・介護テクノロジーの利用にともなって導入するPC、タブレット端末等
- ※3 介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務(事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること(転記等の業務が発生しないものであること)とする。
- ※4 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が導入する介護ソフトについては、※3に加えて以下の内容を要件とする。

国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。なお、いずれの情報にもない製品の場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すものとする。

- ※5 施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合については、※3に加えて以下の内容を要件とする。なお、施設サービスとは介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスをいう。

厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、「科学的介護情報システム(LIFE)について」に掲載されている「CSV連携仕様書(LIFE)」に準じたCSVファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。また、上記情報にない製品が申請された場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すものとする。

- ※6 介護事業所等の業務効率化やサービスの質の向上の観点から、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。

- ※7 以下の経費は補助対象外とする。

- ・経済産業省が実施している「IT導入補助金」等の他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費

- ・既に保有している機器等の廃棄に係る経費
- ・機器の設置に係る建物の改修費
- ・消費税及び地方消費税に係る経費
- ・振込手数料
- ・通信費